医療福祉推進課 YouTubeチャンネル利用要領

（目的）

第１条　この要領は、滋賀県医療福祉推進課が医療・福祉に関する情報について動画共有サービスYouTubeを利用して発信するために、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) YouTube　Google LLC がインターネットにおいて提供する動画共有サービスをいう。

(2) アカウント　YouTube 上において動画を管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。

(3) 公式アカウント　医療福祉推進課が管理するアカウントをいう。

(4) 公式チャンネル　公式アカウントで管理され、医療福祉推進課の動画が掲載されているチャンネルをいう。

（運用管理者）

第３条　公式アカウント、公式チャンネルの運用管理は医療福祉推進課長（以下、運用管理者」という。）が行う。

２　運用管理者は、公式アカウント、公式チャンネルの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) YouTube 上への情報の掲載および削除等の承認、指示

(2) ユーザー情報やパスワード等の管理

(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

（投稿者）

第４条　公式チャンネルへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

（掲載内容）

第５条　公式チャンネルでは次に掲げる情報を提供する。

(1) 医療福祉、介護サービスに関する情報

(2) その他運用管理者が適当と認めるもの

２　医療福祉推進課が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

（禁止事項）

第６条　公式チャンネルでは、次の各号に該当する利用者からのコメントおよび投稿（以下、「コメント等」という。）を禁止する。

(1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの

(2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの

(3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの

(4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの

(5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

(6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

(7) 政治または宗教の活動を目的とするもの

(8) 虐待や事実と異なる内容を含むもの

(9) わいせつな表現を含むもの

(10) 掲載記事と無関係なもの

(11) (1)から（10）までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

(12) その他、運用管理者が不適切と判断するもの

２　利用者からのコメント等について、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなく、コメント等の全部または一部を削除する。

（著作権）

第７条　公式チャンネルに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

（アカウント運用者の明示）

第８条　なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県ホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、医療福祉推進課の「ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

（免責事項）

第９条　滋賀県は、公式チャンネルに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

２　滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

（その他）

第10条　この要領に定めのない事項は医療福祉推進課長が別に定める。

付　則

本要領は令和２年８月１日から施行する。